

連 絡 事 項

○ 社会福祉士及び介護福祉士試験の試験地の拡大について

1 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関である（財）社会福祉振興・試験センターが年1回、19都道府県（平成19年度試験）において実施しているところであり、介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の3試験合わせて約20万人の方が受験している状況である。

※ 現行の試験地：北海道、青森県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、京都府、大阪府、
兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、
沖縄県（19都道府県）

2 本試験の試験地については、受験者数の増大、受験者が可能な限り身近な会場で受験できるという利便性等を考慮し、これまで拡大を図ってきたところであり、平成20年度の試験についても、さらに試験地を拡大すべく、現在検討しているところである。

3 本試験は、福祉専門職として国民の期待に応えることのできる質の高い福祉人材を確保するために重要なものであり、可能な限り受験機会を拡大していくことが重要である。今後、追加を検討している試験地の県には、個別にご相談をさせていただきたいと考えているので、趣旨をご理解いただき、試験会場の紹介等についてご協力をお願いしたい。

